

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（会計企画調整室、会計D X推進室、施設整備室、厚生管理室及びヘルスケア推進室並びに上席会計監査官及び首席営繕専門官） 第12条の2 （略） 2～4 （略） 5 会計D X推進室に、室長、室長補佐、専門官、班及び班長並びに係及び係長を置く。 6～14 （略） （B型肝炎訴訟対策室） 第22条 （略） 2 B型肝炎訴訟対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) （略） (2) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>の行う特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関すること。 3 （略） <u>（人口問題担当室）</u> <u>第48条 政策統括官の下に、人口問題担当室を置く。</u> <u>2 人口問題担当室は、次に掲げる事務をつかさどる。</u> <u>(1) 人口問題に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に関すること。</u> <u>(2) 人口問題に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。</u> <u>3 人口問題担当室に、室長（組織令第18条第1項に規定する審議</u>	（会計企画調整室、会計D X推進室、施設整備室、厚生管理室及びヘルスケア推進室並びに上席会計監査官及び首席営繕専門官） 第12条の2 （略） 2～4 （略） 5 会計D X推進室に、室長<u>（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）</u>、室長補佐、専門官、班及び班長並びに係及び係長を置く。 6～14 （略） （B型肝炎訴訟対策室） 第22条 （略） 2 B型肝炎訴訟対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) （略） (2) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>の行う特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関すること。 3 （略） <u>第48条 削除</u>

官をもって充てられるものとする。）、室長代理（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

4 室長代理は、室長を助け、人口問題担当室の事務を分担処理する。

5 室員は、命を受けて、人口問題担当室の事務を分担処理する。

（医療情報基盤担当参事官室）

第53条の3 （略）

2 医療情報基盤担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) （略）

(4) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う業務に関すること（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）第18条第1項第1号及び第2号に掲げる業務、第5号に掲げる業務（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する電子資格確認（次条において「電子資格確認」という。）に限る。）並びに第6号及び第7号に掲げる業務並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第29条から第31条までに規定する業務に限る。）。

(5) 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。次条において「医療介護総合確保法」という。）第36条に規定する連結情報提供業務に限る。）。

3 （略）

（医療情報連携担当参事官室）

第53条の4 （略）

2 医療情報連携担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（医療情報基盤担当参事官室）

第53条の3 （略）

2 医療情報基盤担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) （略）

(4) 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下この号、次号及び次条において「医療介護総合確保法」という。）第25条第1項に規定する医療機関等情報化補助業務（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する電子資格確認（次条において「電子資格確認」という。）に限る。）及び医療介護総合確保法第25条第1項に規定する支払基金連結情報提供業務に限る。）。

(5) 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第36条に規定する連合会連結情報提供業務に限る。）。

3 （略）

（医療情報連携担当参事官室）

第53条の4 （略）

2 医療情報連携担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) (略) (2) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>の行う業務に関すること (<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第18条第1項第3号</u> <u>及び第4号に掲げる業務並びに第5号に掲げる業務</u>(電子資格確 認に関するものを除く。))に限る。))。 (3) 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること(医療介護総 合確保法第36条に規定する<u>電子処方箋管理業務及び電子診療録</u> <u>等情報管理業務</u>に限る。))。 3 (略) (この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等) 第55条 第11条の2から第14条まで、第19条、第19条の4 から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条 の5、第29条の3、第30条、第30条の2、第30条の4、第 32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の2、第3 7条、第38条から第40条まで、第40条の3から第42条の1 1まで、第45条、第47条、第49条から第53条まで、第53 条の3から前条までに規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班 若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職 については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項 若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若し くは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは 第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。 2 (略)	(1) (略) (2) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>の行う業務に関すること(医療介護 総合確保法第25条第1項に規定する<u>医療機関等情報化補助業務</u> (電子資格確認に関するものを除く。))<u>並びに同項に規定する支</u> <u>払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業</u> <u>務</u>に限る。))。 (3) 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること(医療介護総 合確保法第36条に規定する<u>連合会電子処方箋管理業務及び連合</u> <u>会電子診療録等情報管理業務</u>に限る。))。 3 (略) (この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等) 第55条 <u>第9条の3</u>、第11条の2から第14条まで、第19条、 第19条の4から第23条まで、第25条の2から第28条の2ま で、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の2、第3 0条の4、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36 条の2、第37条、第38条から第40条まで、第40条の3から 第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第53条 まで、第53条の3から前条までに規定する室に置かれる室長補 佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は 専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4 項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、 第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7 条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規 定を準用する。 2 (略)
--	---